

## 令和6年度当初予算における 引き上げ分に係る地方消費税収の用途について

税率引き上げ分に係る地方消費税収については、  
こども・子育てや医療・介護に係る社会保障施策に要する経費に充当します。

### 1 歳入

引き上げ分の地方消費税収

9,515百万円

### 2 歳出

引き上げ分の地方消費税収を充当する経費は次のとおり。

(単位:百万円)

項目	事業費(一般財源)	うち引き上げ分の 地方消費税充当額
こども・子育て	11,359 ※	4,786
放課後児童健全育成	564	564
保育所運営費・児童入所施設措置費	6,511	2,190
医療費助成	1,319	1,315
市町村が行うこども・子育て事業への補助, 保育緊急確保事業	632	632
高等教育の無償化	86	86
医療・介護	49,272 ※	4,729
国民健康保険, 後期高齢者医療制度に係る 負担金	18,378	3,218
地方独立行政法人病院・公立病院事業 負担金	5,290	150
地域医療介護総合確保基金事業 (医療分)	267	267
地域医療介護総合確保基金事業 (介護分)	209	209
介護給付費負担金	12,811	885
合計	60,631	9,515

※当該項目に関する事業費(一般財源)全体の合計であるため、内訳の合計とは一致しません。  
四捨五入の関係で計と一致しない場合があります。